東京大学（本郷）構内管渠調査業務(令和８年度)

業務委託仕様書

令和８年度

東京大学施設部環境課

業務委託仕様書

１　業務概要

(1) 業務名称：東京大学(本郷)構内管渠調査業務(令和８年度)

(2) 業務場所：東京都文京区本郷７－３－１（東京大学構内)

(3) 履行期限：令和９年３月１２日(金)

(4) 業務仕様

この業務の受注者は、本業務委託仕様書、役務提供契約基準に基づき、業務を履行すること。

(5) 業務内容：東京大学の本郷キャンパス内に敷設されている老朽化した排水管、人孔の詳細調査を行う。

(6) 業務数量

項　目	数　量
ＴＶカメラ調査	１，１３３ｍ
人孔調査	５０箇所

(7) 業務範囲：

別紙１　本郷キャンパス調査箇所

(8) 業務費の支払い

この業務の受注者は、発注者が指定したものが行う検査に合格した時は、請負代金の支払いを請求することができる。請負代金の支払いは、東京大学財務部経理課から１回に支払う。

(9) 業務報告書及び検査

この業務の受注者は、業務完了後に業務報告書等を提出し、発注者が指定したものが行う業務の検査を受けるものとする。業務報告書に添付する資料は、「５　業務報告書」による。

２　一般共通事項

(1) 法令遵守

業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令を遵守し、円滑な遂行を図るものとする。

(2) 工程管理

受注者は、調査計画書の実施工程に従い工程管理を適正に行うこと。実施工程と実績とに差が生じた場合は、必要な措置を講じて業務の円滑な進行を図ること。

(3) 安全管理

労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)、その他関係法令に従い、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の発生防止に努めること。

(4) 本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議によりこれを解決すること。

３ 調査業務

3.1 技術者要件

受注者は、管理技術者、照査技術者を定めるものとし、従事する技術者については、次に定める要件を満たすものとする。なお、資格証の写しおよび受注者の正社員である事を示す書類（健康保険被保険者証等）の写しを提出すること。

・管理技術者

「技術士（総合技術管理部門-下水道又は上下水道部門-下水道)」又は、Registered Civil Engineering Consulting Manager(RCCM：一般社団法人 建設コンサルタンツ協会 認定)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者とし、業務の全般にわたり技術管理を行うこと。

・照査技術者

「技術士（総合技術管理部門-下水道又は上下水道部門-下水道)」の資格を有する者とする。

3.2 現場体制

(1) 管路内の調査を行う場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を定め、現場に常駐させ所定の業務に従事すること。

(2) 受注者は、善良な調査員を選定し、秩序正しい調査を行わせ、かつ、熟練を要する調査には、経験を有するものを従事させること。

(3) 受注者は、適正な調査の進捗を図るとともに、そのために十分な人数の調査員を配置すること。

(4) 夜間調査を行う場合は、夜間の作業許可を受け、適正な規制の確認を十分に行い、事故の無いよう努めること。

3.3 調査計画書

受注者は、調査にあたり、事前に次の事項を記載した調査計画書を提出し、監督職員の承認を得た上で調査を実施すること。

調査の実施時間については監督職員と協議の上決定するものとする。

1) 調査概要

2) 現場組織

①職務分担表

②緊急連絡体制表

3) 調査計画

①使用車輌一覧表（ＴＶカメラ車、高圧洗浄車、給水車等）

②使用器材一覧表（ビデオカメラ装置、有毒ガス検知器等）

③調査方法

④調査箇所

⑤調査順序

⑥実施工程

4) 安全計画

①酸素欠乏・硫化水素危険作業主任届〔酸素欠乏作業主任者技能講習終了証（第２種）の写しを添付〕

②作業実施形態図（保安施設図、道路交通の処理方法、管渠内と地上との連絡方法等）

③酸素欠乏空気・有毒ガス対策

④作業中の安全確保（作業中止基準、作業再開基準、退避手順、安全器具等の配置、情報収集と伝達方法、資機材の取扱等）

5) その他 監督職員の指示する事項

3.4 安全教育

(1) 受注者は、調査に従事する者に対して、定期的に当該調査に関する安全教育を行い、調査員の安全意識の向上を図ること。

(2) 受注者は、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3.5 作業中の安全確保

近年、局地的な大雨が多発しているため、管渠内水位の急激な上昇等に起因する危険性を十分に認識したうえで、現場特性を事前に把握し、工事中止基準・再開基準及び迅速に退避するための対応等について調査計画書に記載すること。具体的な項目については次のとおりとする。

1) 作業中止基準
2) 作業再開基準
3) 退避手順
4) 安全器具等の配置
5) 情報収集と伝達方法
6) 資機材の取扱

3.6 調査器材

調査に使用する器材は、常に点検し、調査に必要な整備をすること。

3.7 調査時間

調査に当たっては、東京大学より指示された許可条件を厳守すること。

3.8ＴＶカメラによる調査

1）調査にあたっては、あらかじめ、当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。
2）本管の調査は、原則として上流から下流に向け、ＴＶカメラを移動させながら行うこと。
3）本管の調査にあたっては、取付管口等に十分注意しながら全区間撮影し、収録すること。
4）取付管口等の必要箇所については、側視撮影し、鮮明な画像を収録すること。

5）取付管部の接続箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。
6）管内に異状が発見された場合は、モニターから写真撮影を行うこと。

4 その他

(1) 業務により周辺への汚泥飛散、悪臭が認められ、周辺施設等に支障が生じた場合には、業務を一時中断して、散水等の必要な措置を講じること。

(2) 業務用機械の日常整備を行い、また、過負荷運転、空ぶかし等を避けるなど、環境への配慮を含めた作業教育を徹底すること。

(3) 調査にあたっては、管口を傷めないようガイドローラーなどを使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。

(4) 調査にあたり、仮締切を必要とする場合は、発注者の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。

(5) 受注者は、調査にあたり、騒音規制法、振動規制法及び公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講じること。

(6) 調査にあたり、道路その他の工作物を搬出土砂等で汚損させないよう努めること。万一汚損させた時は、調査終了の都度、洗浄・清掃すること。

(7) 調査終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、調査箇所の清掃に努めること。

(8) 自動車の入構

1）自動車で入構する場合は、許可を必要とする。
2）通勤に使用する車は入構できない。
3）自動車の入構料金

本郷地区構内への車両による入構には、以下の利用負担金(料金)が発生する。

①当日許可証(30 分未満無料　以降 300 円／20 分)
②期間許可証(2,000 円／週)

5 業務報告書

報告書作成にあたっては、以下の項目を整理し、報告すること。

① 管路及びマンホール蓋の劣化や破損等の有無の確認
② 施設の健全度評価について
③ 管径別敷設網図の修正（調査範囲）
④ 修繕の緊急性の高い箇所の概算工事算出
⑤ 調査結果を用いた修繕・改築方法について

5.1 提出図書

(1) 提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。

図書名　　形状寸法・提出部数

1） 報告書　　Ａ４　・　２部
2） 打合せ議事録 Ａ４　・　２部
3） その他参考資料 原稿 一式
4） 上記図書の電子成果品 CD-R または DVD-R 一式

(2) 報告書に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記すること。

６ 参考図書

6.1 準拠すべき図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受けること。

(1) 下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）（公益社団法人日本下水道協会）
(2) 下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（社団法人日本下水道協会）
(3) 下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－（社団法人日本下水道協会）
(4) 下水道施設計画設計指針と解説（社団法人日本下水道協会）
(5) 下水道維持管理指針（社団法人日本下水道協会）
(6) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル（案）（社団法人日本下水道協会）

資料１　電子媒体の提出について

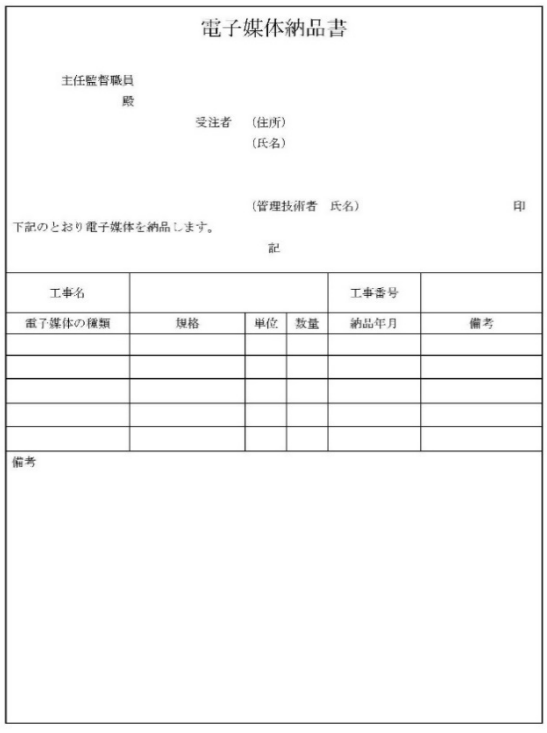
　電子媒体の提出は以下の通りとする。

１）CD-R のラベルに直接署名又は捺印を行う。

２）受注者は、電子媒体の内容の原本性を証明するために、下に定める様式（電子媒体納品書）に署名又は捺印の上、電子媒体と共に提出する。



CD-R のラベル記載例



電子媒体納品書

主任監督職員
殿

受注者　（住所）
（氏名）

（管理技術者　氏名）　印

下記のとおり電子媒体を納品します。

記

工事名				工事番号	
電子媒体の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考

備考

電子媒体納品書の書式例